

財団法人経済広報センター寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人経済広報センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、国の内外の必要の地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、我が国経済の姿を国の内外に正しく伝え、その理解を深め、もって豊かで安定した自由な社会の建設に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 新聞、放送等マスメディアにおける番組、広告提供等による我が国経済にかかわる情報の的確な伝達
- (2) 講演会、セミナー、見学会等の開催による各界との対話
- (3) 経済社会上の個別問題に関する世論、一般的な企業観、海外における対日観、対日論調等についての調査研究
- (4) 内外における経済広報に関する調査研究
- (5) その他調査、研究、資料作成、出版活動、映画製作等、この法人の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 賛助会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、確実な有価証券を購入するか、定額郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受け、資産の総額に変更が生じた場合には2週間以内に登記し、登記

簿の謄本を添え、その会計年度終了後3か月以内に内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(義務の負担及び権利の放棄並びに借入金)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上45名以内（うち、会長1名、副会長5名、理事長1名、専務理事1名及び常務理事若干名）

- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 3 監事に異動があったときは、遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を定める。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の定めるところにより、会の業務を分担管理するとともに、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代

行する。

- 3 理事長は、会長の命を受けて業務を掌理し、会長、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事長を補佐し日常の業務を行い、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、分担して日常の業務を行う。

- 6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の財産と帳簿を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は内閣総理大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは理事会の招集を請求すること。

(5) 理事会に出席し、意見を述べること。

(役員任期)

第18条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 評議員、相談役、顧問、参与、賛助会員

(評議員)

第21条 この法人には、評議員50名以上150名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会でこれを選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、役員を選任をするほか、理事会の諮問に応じ、会長及び理事長に対し、必要と認める事項について助言する。
- 4 評議員には、第18条(役員の任期)、第19条(役員の解任)及び第20条(役員の報酬)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(相談役、顧問及び参与)

第22条 この法人には、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 相談役、顧問及び参与は、学識経験者のうちから、理事長が理事会に諮って、これを委嘱する。
- 3 相談役、顧問及び参与は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 相談役、顧問及び参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(賛助会員)

第23条 この法人には、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人及び団体とする。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時理事会を招集することができる。

2 理事現在数の3分の1以上の理事又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会が公益を目的とする事業以外の事業に関する事項を議決するときは、理事現在数の4分の3以上の議決を必要とする。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること。)
- (4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうち、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

(評議員会への付議事項)

第 32 条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 収支予算及び収支決算についての事項

(2) 事業計画及び事業報告についての事項

(3) 不動産の買入れ、基本財産の処分及び担保提供についての事項

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

第 6 章 評 議 員 会

(評議員会)

第 33 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、会長とする。

4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第 28 条(定足数)、第 29 条(議決)、第 30 条(書面表決等)及び第 31 条(議事録)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 7 章 事 務 局

(設 置)

第 34 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織、事務局員の給与その他事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿等の備付け)

第 35 条 この法人は、その主たる事務所に、民法第 51 条に規

定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産及び負債の状況を示す書類

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 37 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第 38 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 補 則

(施行細則)

第 39 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

設立認可 昭和 53 年 11 月 30 日

変更認可 昭和 63 年 7 月 22 日

変更認可 平成 4 年 8 月 11 日

変更認可 平成 9 年 9 月 10 日